

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	21127M6	仕 様 書 番 号	
移動貯蔵タンクの定期点検		防衛大臣承認	
		作 成	
		変 更	
		作成部隊等名	1 0 5 補給大隊第1 補給中隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する移動貯蔵タンク（以下，“タンク”という。）の定期点検（以下，“点検”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

定期点検

タンクに窒素ガスを封入して加圧し、所定の圧力で加圧状態を維持し、一定時間内の加圧変動を測定・記録することによって漏えいの有無を確認する気密試験をいう（2.6及び2.7に示す作業を含む。）。

1.2.2

移動貯蔵タンク

燃料タンク車各種に搭載されている燃料タンクをいう。

1.3 種類

点検するタンクの種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	注記
①	3 ½ t 燃料タンク車（一般用）	6 0 0 0 L
2	3 ½ t 燃料タンク車（航空用）	5 0 0 0 L
	3 ½ t 燃料タンク車（航空用）閉回路ノズル付き	
3	燃料タンク車（7 5 0 0 L 航空用）	7 5 0 0 L
4	燃料タンク車（1 0 0 0 0 L 航空用）	1 0 0 0 0 L

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法（自治省告示第99号）

2 点検に関する要求

2.1 契約相手方の条件

契約の相手方は、財団法人全国危険物安全協会によって点検を認定された事業者とする。

2.2 種類・数量

タンクの種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 点検の方法等

点検の方法などは、“危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示”によるものとし、細部については、3.1による。

2.4 点検の実施場所

点検の実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 資器材等

点検に必要な資器材などは、表3を標準とし、契約の相手方が準備するものとする。

なお、計測資器材の準備要領については、GLT-CG-Z000001の3.1.2による。

2.6 交換部品

契約の相手方は、表4に示す定期交換部品を交換した後点検を実施するものとする。

なお、部品については新品とする。

2.7 密閉作業

契約の相手方は、1.3の番号1～4について、“移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法”に示す以外に表3に示す盲ふた等によってタンク内の密閉を確実に実施したのち点検を実施するものとする。

2.8 使用部品

使用部品は、次による。

- a) 部品の取得については、調達要領指定書によって指定されたものを除き、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 部品の規格については、製造会社の純正部品とする。

2.9 検査済証の表示

契約の相手方は、点検の結果異常なしと判定されたタンクについては、“危険物の規制に関する規則”に示す公共機関の発行する検査済証を、“タンク検査済証”の付近に、容易にはがれない方法で表示するものとする。

3 品質保証

3.1 点検の方法

点検の方法は、“移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法”に示すガス加圧の方法によるものとする。ただし、判定方法に示す液体加圧法による再々試験は、これを行わず判定結果に代えることができるものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、タンク1個ごとに表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	提出部数	提出先	注記
1	実施結果報告書	各 2 部	担当官	契約の相手方の仕様による。
2	実施結果一覧表			
3	実施データ及び経過表			
4	交換部品表			

4.2 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表3一点検資器材等

名称		注記
計測 資 器 材	圧力計（各槽分）	25 kPa以上の圧力を計測でき、分解能0.01 kPa以下を読み取り記録できるもの。
	温度計（各槽分）	検査圧力に十分耐えられ、分解能0.02度以下を記録できるもの。
	加圧装置	窒素ガスポンプ及びレギュレータ、加圧用安全弁（セット圧力24 kPa）及びヘッド（多層試験用）
	概説安全弁スパナ	_____
そ の 他 の 工 具	センサー取付プラグ	_____
	加圧用ホース及び継手	_____
	計測用ホース及び継手	_____
	ボールバルブ （ストップバルブ）	_____
	継手締め付け用スパナ	1式
	密閉用盲ぶた	エアエリミネータ部（本文1.3の番号2）
		エダクタ部（本文1.3の番号3及び4）
	盲ぶた用パッキン	材質は、ニトリルゴムとする。
安全対策用品		消火器・安全柵、トラロープ、作業標識等

表4－交換部品表

番号	名称	数量（1台当たり）（本文1.3）			
		番号1	番号2	番号3	番号4
1	マンホール用パッキン	2	2	2	3
2	空気安全弁用パッキン	2	2	2	3
3	検尺口用安全パッキン	2	2	2	3
4	底弁ハンドル用パッキン	2	2	_____	_____
5	底弁用パッキン	_____	_____	2	3
6	エアエリミネータ配管部パッキン	_____	_____	_____	_____
7	エダクタ配管用パッキン	_____	_____	_____	_____

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 隊	第105補給大隊第1補給中隊
	作 成 年 月 日	
品 名	移動貯蔵タンク車の定期点検	
仕 様 書 番 号		

指定事項

2 点検に関する要求

2.2 種類

型式などは、次表による。

種 類	3 1 / 2 t 燃料タンク車 (一般用) (6000L)		
メーカー	いすゞ		
台 数	2 台		
型 式	SKW477	SKW477	
器材番号	31-6493	31-6494	
保有部隊	第105補給大隊第1補給中隊		

2.4 点検実施場所

点検の実施場所は、第106全般支援大隊第2整備工場とする。